

盛岡広域振興局長告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年10月25日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 雫石東八幡平線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町長山猿子203番地先から65番1地先まで	新	m 15.8~11.5	m 146.3
	旧	13.0~9.4	146.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 令和4年10月25日から同年11月25日まで